

平成 28 年度千葉県学校薬剤師会 総会及び研修会報告

千葉県学校薬剤師会
常任委員 並木 佳久

6月5日（日）総会において、平成27年度の活動報告及び決算報告が行われたのち、平成28年度の事業計画及び予算が執行部より説明され賛成多数により承認されました。

総会終了後、新潟県学校薬剤師会会長 大瀧春恵先生より「学校における薬品管理」についてご講演を頂いた。

学校保健安全法施行規則に則り「学校において使用する医薬品・毒物及び劇物・保健管理に関する指導・助言及び試験・検査・鑑定の実施」に努めなければならない。と記載されている。学校で使用する薬品には、理科室の医薬品、保健室の医薬品、水泳プール用薬品、給食室の消毒剤などがある。我々、学校薬剤師は、医薬品及び身の回りの化学物質の専門家として、これら学校で使用するすべての薬品に関し熟知し、使用方法や保管・管理について十分な指導・助言を行わなければならない。

学校の理科室において「毒物及び劇物取締法」や「消防法」で規制される火災を起こしやすい化学物質を、少なからず使用されている。その取扱いについては、学校長・理科主任の計画と指導の下に、管理責任者を定めて管理されているが、学校薬剤師は不用となった薬品の廃棄方法等、必要に応じて指導や助言を求められるので、それに対応できるようにしておく必要がある。

薬品の購入に当たっては、時間の経過とともに変質する可能性、購入金額よりも廃棄費用の方が高い場合があること、また、危険物を多量に保管する場合は、届出や許可が必要となることなどの理由により、年間計画を立て在庫を最小限にとどめるよう工夫が必要である。薬品購入後、表示内容をよく確認した上で、一品一薬毎に管理簿に品名や必要事項を記入、容器には購入年月日や保管場所を記載したラベルを貼っておくと便利である。定期的（学期ごと）に管理簿により残量照会を行うことも必要である。

地震対策として、薬品保管庫は、薬品の転倒や転落を防止するため、L字金具等を用いて壁や床に固定すること、薬品容器は、容器1本ごとに収納するタイプのセパレート型ケースに入れる等の工夫が必要である。

小学校でも使用される劇物の保管場所は、「毒物及び劇物取締法」に基づいた管理が必要であり盗難や紛失を防ぐため鍵のかかる堅固な薬品庫とし、理科準備室等の保管室にも鍵をかける等、二重施錠の措置を講じる必要があります。毒劇物は、購入から廃棄に至るまで一連の流れがわかるように、購入量や使用量、残量等を薬品台帳に記入することにより、明確にしておく必要があり、薬品台帳は一品ごととし、容量ではなく重量による管理の方が、簡便で効率的な方法である。

学校にて繁用されているメタノールは、危険物の一つでもある。危険物とは、「消防法」等の法令により規制される引火性、爆発性、放射性等の危険性がある固体又は液体の総称をいい、第1類から第6類までの6区分に分類される。保管庫で危険物を配列する場合には、混合や混触による発火を防止するため、類別保管が必要である。

薬品管理の一番大切なポイントは、使用する薬品の特性を知り、安全な取り扱いや保管・管理を行うことである。GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づくSDS（Safety Data Sheet: 安全性データシート）確認により、事前にその薬品がもつ特性を十分に調査することが大切である。

廃液や不用薬品を廃棄する場合は、「消防法」や「毒物及び劇物取締法」のほか、公害対策基本法や水質汚濁防止法等の法令によって規制されるため、環境保全の観点から、勝手に下水に流したり、焼却したり、土の中に埋めることは禁止されている。「学校判断での処理」よりも、「学校薬剤師指導により学校で処理」や「業者に処理委託する」方が良いとの事であった。なお、業者に廃液処理を依頼した場合は、産業廃棄物管理票、いわゆる「マニフェスト」を5年間保存することが義務付けられているので注意が必要である。また廃棄方法の検査方法として、和光純薬工業（siyaku.com）などのwebサイトを参考すること良いとのことであった。

誤飲、あるいは目に入った等、予期しない事故が起きた場合に備えて、緊急時の体制を整えておく必要がある。対応が不明な場合は、薬品の種類などの状況をよく把握した上で、日本中毒情報センターへの問い合わせで、適切な情報を得ることができる。

最後に校舎の薬品として灯油及び農薬、給食室の消毒剤、保健室のエピペン、フッ化洗口剤、プール用塩素剤などの説明で研修会は終了した。

今後、担当学校の理科教員等との連携を強化するとともに、薬品管理体制などを再度チェックしておくなどの対応が必要であると思われた。